

子どもが輝く未来へのロードマップ

～ 子どもの貧困対策の着実な推進のために ～

平成30年2月

愛 知 県

目 次

| | |
|---|----|
| ロードマップの作成趣旨等 | 1 |
| 数値目標一覧 | 2 |
| 1. 教育の機会の均等 | 4 |
| (1) 学習意欲・習熟（勉強したい・勉強が分かる） | 4 |
| ① 学習の習熟度の向上 | 4 |
| ② 学習意欲の向上 | 6 |
| ③ 学習スペースの確保 | 8 |
| (2) 進学・進路（希望する学校に行ける・進路が選択できる） | 9 |
| ① 職業を知る機会の充実 | 9 |
| ② 高校・大学進学に関する支援の充実 | 10 |
| (3) 体験・経験機会（様々な体験・経験ができる） | 12 |
| ① 様々な体験・経験ができる機会の提供 | 12 |
| ② スポーツ体験・経験ができる機会の提供 | 13 |
| ③ 非日常の体験・経験ができる機会の提供 | 14 |
| 2. 健やかな成育環境 | 15 |
| (1) 所得・物質的な支援（必要な支援が受けられる・必要なものを持っている） | 15 |
| ① 物質的援助 | 15 |
| ② 金銭的支援 | 16 |
| ③ 保護者の就労・増収支援 | 17 |
| (2) 生活習慣・生きる力（規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている） | 18 |
| ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実 | 18 |
| ② 自分で生活する能力・技術の習得機会の提供 | 19 |
| (3) 社会とのつながり（社会や人との関係がつけられる・持っている） | 20 |
| ① 子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供 | 20 |
| ② 子どもと社会とのつながりをつくる支援 | 21 |
| ③ 地域とのつながりをつくる支援 | 23 |
| 3. 支援体制の充実 | 24 |
| (1) 支援へのつなぎ（情報発信の充実・サポート、分かりやすいしくみ・窓口） | 24 |
| ① 支援制度等に関する情報発信の強化 | 24 |
| ② 各種手続きに関するサポート体制の充実 | 25 |
| ③ 気になる家庭の早期発見体制の強化 | 26 |
| (2) 途切れない支援（機関・職種間での役割分担・連携） | 27 |
| ① 相談・サポートに対する抵抗感の払拭 | 27 |
| ② 成育記録・情報に関する共有・引き継ぎの徹底 | 28 |
| ③ 各専門機関・専門職の役割の明確化・見直し | 29 |
| (3) 支援者の確保（支援者の育成、確保のためのしくみ、適正配置） | 30 |
| ① 適正な人員配置体制 | 30 |
| ② NPOなどの支援団体の確保・育成 | 31 |
| ③ ボランティア等の支援者の確保 | 32 |

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 参考資料 1 | 子どもが輝く未来に向けた提言 | 33 |
| 参考資料 2 | 「愛知子ども調査」の概要 | 47 |

[ロードマップの作成趣旨等]

- 子どもが輝く未来の実現に向けて、具体的な取組を着実に推進していくため、「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえて、2018（平成 30）年度から 2022（平成 34 年）年度までの 5 か年間の施策・取組と工程について、ロードマップを作成することとしました。

<ロードマップの作成に至る経緯>

- ◇ 本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成 27 年 3 月に「愛知県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しました。
- ◇ しかし、実効性のある子どもの貧困対策を実施するためには、生活困窮世帯の子どもの生活実態の把握が不可欠であることから、平成 28 年 12 月に県内全域を対象として「愛知子ども調査」を実施しました。
- ◇ 「愛知子ども調査」の結果を踏まえて、平成 29 年 9 月に有識者による「愛知県子どもの貧困対策検討会議」から知事に対して、「教育の機会の均等」、「健やかな成育環境」、「支援体制の充実」の 3 つの視点から、子どもの貧困対策を推進するための具体的な方向性を示した「子どもが輝く未来に向けた提言」が提出されました。

- ロードマップの実施期間である平成 31 年度に、「愛知県子どもの貧困対策推進計画」の次期計画が策定されることとなりますが、次期計画との整合性を図りつつ、必要に応じロードマップの見直しを行います。
- 今後は、副知事をリーダーとする庁内横断組織である「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」において、ロードマップの進捗状況や課題の把握などを行い、事業の充実を図っていきます。

※ 平成 31 年 5 月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため、このロードマップでは平成 31 年度以降も「平成（省略表記時は H）」を使用しています。

[数値目標一覧]

未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される環境を整備することが重要であり、そのためには、学習支援や子どもの居場所の充実を図る必要があります。また、切れ目のない相談支援体制の整備も必要です。

「子どもが輝く未来に向けた提言」を受けて、提言で示された「教育の機会の均等」、「健やかな成育環境」、「支援体制の充実」の3つの視点から、次の項目について数値目標を定め、重点的に取り組みます。

1. 教育の機会の均等

- 学習の習熟度や学習意欲を向上させるため、学習支援事業の充実を図ります。
- 子どもの貧困対策のプラットフォームである学校の体制強化を図るため、スクールソーシャルワーカーの充実を図ります。

| 数値目標項目 | 現況 | | 目標 | |
|-------------------------------|---------------|-------|---------------|------|
| | 年度 | 数値 | 年度 | 数値 |
| 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業に取り組んでいる市町村数 | 2017 (H29) | 27 市町 | 2022 (H34) | 全市町村 |
| 地域未来塾実施市町村数 | 2017 (H29) | 15 市町 | 2022 (H34) | 全市町村 |
| 若者・外国人未来応援事業の実施地域数 | 2017 (H29) | 3 地域 | 2022 (H34) | 9 地域 |
| スクールソーシャルワーカーを配置している市町村数 | 2017 (H29) | 20 市町 | 2022 (H34) | 全市町村 |

2. 健やかな成育環境

- 生活困窮世帯の子どもの社会的孤立を防ぐため、子どもが安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

| 数値目標項目 | 現況 | | 目標 | |
|-----------------|---------------|----------|---------------|----------|
| | 年度 | 数値 | 年度 | 数値 |
| 子ども食堂の数（市町村把握数） | 2017 (H29) | 56 か所 | 2022 (H34) | 200 か所 |
| 放課後児童クラブの登録児童数 | 2017 (H29) | 54,469 人 | 2022 (H34) | 59,500 人 |

3. 支援体制の充実

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、全ての市町村が子育て世代包括支援センターを設置できるよう支援します。
- 学習支援事業（無料学習塾）のボランティアを確保するため、愛知県社会福祉協議会（ボランティアセンター）において実施する学習支援ボランティアを養成する事業を支援します。

| 数値目標項目 | 現況 | | 目標 | |
|-------------------------------|---------------|-------|---------------|-------|
| | 年度 | 数値 | 年度 | 数値 |
| 子育て世代包括支援センターを設置している市町村数 | 2017 (H29) | 27 市町 | 2020 (H32) | 全市町村 |
| ボランティアセンターにおける学習支援ボランティアの登録者数 | 2017 (H29) | — | 2022 (H34) | 500 人 |

1. 教育の機会の均等

(1) 学習意欲・習熟(勉強したい・勉強が分かる)

① 学習の習熟度の向上

<取組の方向>

- 小・中学校において、高校・大学への進学や、社会での自立が可能な基礎学力を身につけられるよう、指導の充実を図るとともに、少人数学級を実施します。
- 学習習熟度を向上させるため、身近な地域における学習支援事業を推進するとともに、外国人の子どもの日本語学習を支援します。
- 小・中学校及び高校において、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、家庭における問題や高校中退防止等に対応するため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの充実を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|--------------------------|----------------------|--|------------|------------|---------------|------------|------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 学校での学習習熟度の向上に関する取組みの充実 | 指導の充実 | ・チーム・ティーチングや少人数の学習集団による指導を行うため小中学校に少人数指導授業対応教員を配置 (992人、他に非常勤講師330人) ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、アクティブ・ラーニングの視点による授業改善を行い、学力向上を図る実践研究を実施 (2市) ・小中学校において、外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導等を実施 (3,449時間) | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |
| | 少人数学級の実施 | ・小学校第1、2学年及び中学校第1学年において35人学級編制を実施し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を実施 | | | | | | |

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|------------------------------|----------------------|--|------------|---------------|------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 学校以外の学習習熟度の向上に関するサポート体制の充実 | 学習支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施 (27 市町) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施 (4 市) 小学生を対象に、地域住民の協力や小学校の余裕教室等の活用等による学習支援や体験活動等を実施 (396 教室) 中学生、高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施 (15 市町) 中卒進路未定者、高校中退者、日本語支援が必要な外国人等に対して、高等学校卒業程度認定試験等に向けた学習支援及び相談・助言を実施 (3 地域) | 実施市町村の拡大 | 第一期貧困計画策定 | | 2022年全市町村 | 健康福祉部 教育委員会 | |
| | 日本語学習の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室を運営する団体に対する運営費の助成等 (85 教室6 校) | | | 2022年全市町村 | 健康福祉部 教育委員会 | | |
| ◆ 学校に通える環境づくり | スクールカウンセラーの充実 | <ul style="list-style-type: none"> カウンセリング機能の充実を図るため、私立高校のスクールカウンセラー配置に対する経費を助成 (86 人) 公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置 (480 人、スーパーバイザー3 人) 県立高校にスクールカウンセラーを配置 (54 人、スーパーバイザー2 人) | | | | | 2022年9 地域 | 健康福祉部 教育委員会 |
| | スクールソーシャルワーカーの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 私立高校のスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を助成 貧困等の家庭問題等に対応するため、市町村が実施する小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を補助 (14 市町27 人) 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置 (6 人) | 実施地域の拡大 | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 健康福祉部 教育委員会 | |
| | | | 配置市町村の拡大 | 第一期貧困計画策定 | | 2022年全市町村配置 | | |
| | | | | 基金終了に伴う検討 | | | 県民生活部 | |
| | | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 県民生活部 教育委員会 | |

② 学習意欲の向上

<取組の方向>

- 将来の仕事や生活を描き、勉強する意味や目的を考える機会を与えるため、様々な職業や大人と接することができる機会の充実を図るとともに、学校と社会との連携を推進します。
- 学校や家庭における問題や悩みを相談できるよう、小・中学校及び高校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの充実や、指導の充実を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|------------------------------|----------------------|--|------------|------------|---------------|------------|------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 勉強することの意味を伝える・考える機会(授業)の提供 | キャリア教育の充実 | ・地域住民による講話や体験活動等を通じたキャリア教育を実施(小学校18市町村、全公立中学校(名古屋市を除く)、全県立高校等) | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |
| | 社会との連携の推進 | ・学習意欲の向上に向け、小中学校において、各教科等で学んだことを地域行事で発表するなどの取組の推進 | | | | | | |

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|---------------------------|----------------------|--|------------|------------|---------------|-------------|------|----------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 学ぶことの楽しさを感じることができる機会の提供 | スクールカウンセラーの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング機能の充実を図るため、私立高校のスクールカウンセラー配置に対する経費を助成(86人)【再掲】 ・公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置(480人、スーパーバイザー3人)【再掲】 ・県立高校にスクールカウンセラーを配置(54人、スーパーバイザー2人)【再掲】 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 県民生活部 教育委員会 |
| | スクールソーシャルワーカーの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校のスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を助成 ・貧困等の家庭問題等に対応するため、市町村が実施する小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を補助(14市町27人)【再掲】 ・県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置(6人)【再掲】 | 配置市町村の拡大 | | 第四次教育振興基本計画策定 | 2022年全市町村配置 | | 県民生活部 教育委員会 |
| | 指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、アクティブ・ラーニングの視点による授業改善を行い、学力向上を図る実践研究を実施(2市)【再掲】 ・小中学校において、外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導等を実施(3,449時間)【再掲】 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |

③ 学習スペースの確保

<取組の方向>

- 子ども部屋や勉強机のない子どもが落ち着いて勉強できるよう、公共施設の開放を行います。
- 家庭における子どもの学習スペースを確保するため、県営住宅の適切な供給を行います。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-------------------------------|----------------|------------------------------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|----------------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 公共施設の 開放・ス ペースの充 実 | 公共施設の 開放 | ・県図書館において、閲覧 用の席を開放 | | | | | | 県民生活部 教育委員会 |
| | | ・学校において、教室や図 書室を開放 | | | 第四次教育振興 基本計画策定 | | | |
| ◆ 家庭にお ける学習ス ペースの確 保 | 県営住宅の 適切な供給 | ・最低居住水準面積以上 を確保した県営住宅の 適切な供給 | | | | | | 建設部 |
| | | ・子育て世帯への優先入 居制度の実施 | | | | | | |

(2) 進学・進路(希望する学校に行ける・進路が選択できる)

① 職業を知る機会の充実

<取組の方向>

- 将来の職業選択の可能性を広げるため、様々な職業について調べたり体験したりする機会や、地域において大学生や専門学校生等の身近な世代との交流機会の充実を図ります。
- 多様な職業を知る機会を提供するため、企業と連携して、職場見学や出前講座等の機会の充実を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|---------------------------|----------------------|--|----------------------------|------------|---------------|------------|------|------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 学校における「職業」を考えるための機会の確保 | キャリア教育の充実 | ・地域住民による講話や体験活動等を通じたキャリア教育を実施(小学校18市町村、全公立中学校(名古屋市を除く)、全県立高校等)【再掲】 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |
| | 身近な世代との交流機会の充実 | ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施(27市町)【再掲】 ・ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施(4市)【再掲】 | 実施市町村の拡大 | 第二期貧困計画策定 | | 2022年全市町村 | | 健康福祉部 |
| ◆ 企業との連携による機会の提供・プログラムの充実 | 多様な職業を知る機会を提供 | ・モノづくりを支える中小企業の職場見学を実施(15社) ・ヤングジョブあいちでセミナーを開催(4回) ・就職に向けたガイドパンフレットを作成 ・愛知ブランド企業出前講座を開催(6回) | ・中小企業の職場見学を実施 | | 次期産業労働ビジョン策定 | | | 産業労働部教育委員会 |
| | | ・東南アジアの企業において、専門高校生の海外インターンシップを実施(8名) | ・中小企業の魅力発信のための著名人による講演等を実施 | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | |

② 高校・大学進学に関する支援の充実

<取組の方向>

- 希望する進路に進めるよう、高校等における教育費の負担を軽減します。
また、高校等における学資や生活費等に必要な資金を、無利子で貸与します。
- スクールソーシャルワーカーの配置により、奨学金制度に関する保護者への情報提供等の充実を図ります。
- 高等学校卒業程度認定試験等を目指す子どもに対する試験に向けた学習支援の充実を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|------------|----------------------|---|--|--|--|------------|------|-------------------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 経済的支援の充実 | 教育費の負担軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ・高校等の教育費の負担を軽減するため、高等学校等就学支援金を保護者の所得に応じて支給 ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学給付金を支給 ・私立高校等の授業料を軽減するため、愛知県授業料軽減補助金を保護者の所得に応じて就学支援金に上乗せして支給 ・私立高校の入学料を軽減するため、愛知県入学納付金補助金を保護者等の所得に応じて支給 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 第四次教育振興 基本計画策定 </div> | | | 県民生活部 健康福祉部 教育委員会 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・対象を専修学校高等課程に拡大 ・児童養護施設等への入所措置を受けていた者が大学等に進学する場合に、22歳の年度末まで引き続き居住費、生活費を支援 | | | | | |
| | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 第一期貧困 計画策定 </div> | | | | |

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-----------------------------|------------------|---|---|---------------|-------------------|---------------------|---------------|----------------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ (つづき) 経済的支援の充実 | 貸付の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に対し、高校の学費等に必要な資金を無利子で貸与 児童養護施設を退所した者等に対し、生活費や家賃等を無利子で貸付 高校等の生徒の修学を支援するため、愛知県高等学校等奨学金を無利子で貸与 | | 第一期貧困 計画策定 | | | | 健康福祉部 教育委員会 |
| | | | | | | 第四次教育振興 基本計画策定 | | |
| ◆ 学校における情報提供の充実 | スクールソーシャルワーカーの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 貧困等の家庭問題等に対応するため、市町村が実施する小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を補助(14市町27人)【再掲】 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置(6人)【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> 私立高校のスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を助成 | | | | | 県民生活部 教育委員会 |
| | | | 配置市町村の拡大 | | 第四次教育振興 基本計画策定 | 2022年 全市町村 配置 | | |
| ◆ 高等学校卒業程度認定試験受験者等に対する支援の充実 | 試験に向けた学習支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 中卒進路未定者、高校中退者、日本語支援が必要な外国人等に対して、高等学校卒業程度認定試験等に向けた学習支援及び相談・助言を実施(3地域)【再掲】 | | | | | | 教育委員会 |
| | | | 実施地域の拡大 | | 第四次教育振興 基本計画策定 | 2022年 9地域 | | |

(3) 体験・経験機会(様々な体験・経験ができる)

① 様々な体験・経験ができる機会の提供

<取組の方向>

- 幼児期の子どもの発達とともに、子どもと保護者とのコミュニケーションの時間を確保するため、県図書館において、絵本の読み聞かせ会を開催するとともに、外国語の絵本の充実を図ります。
- 多様な文化・芸術等に触れる経験を確保するため、県美術館及び陶磁美術館において、中学生以下の子どもに対して無料化を実施するとともに、社会とのつながりが希薄なひとり親家庭にスポーツや文化等の体験機会を提供します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|---------------------|-----------|---|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 「絵本の読み聞かせ」の機会の充実 | 読み聞かせの開催 | ・県図書館で「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び等を実施(月4回) | | | | | | 県民生活部 |
| | 外国語の絵本の充実 | ・県図書館の外国語の絵本を蔵書を充実(5,893冊) ・県内図書館への貸し出しの実施 | | | | | | 県民生活部 |
| ◆ 多様な文化・芸術に触れる機会の充実 | 文化施設の無料化 | ・県美術館・陶磁美術館において、中学生以下の無料化を実施 | | | | | | 県民生活部 |
| | 体験機会の提供 | ・社会とのつながりが希薄なひとり親家庭に親子及び親同士の交流や、スポーツや文化等に触れる機会を提供 | | 第二期貧困計画策定 | | | | 健康福祉部 |

② スポーツ体験・経験ができる機会の提供

<取組の方向>

- 気軽にスポーツに取り組むことができるよう、県立スポーツ施設における無料のスポーツ・プログラムの充実を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|--------------------------------|-------------------------------|--|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ スポーツ ができる場 所・環境の 充実 | 県立スポー ツ施設等活 動の場所の 提供 | ・県立スポーツ施設にお ける無料のスポーツ・ プログラムの実施 (34 事業) | | | 第四次教育振興 基本計画策定 | | | 教育委員会 |

③ 非日常の体験・経験ができる機会の提供

<取組の方向>

- 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどの国際大会へ向け、高校生を対象に国際大会ボランティア養成講座を開催します。
- 地域で非日常体験ができるよう、児童総合センターにおいてワークショップを開催します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-----------------------------------|------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園・学校における非日常体験機会の充実 | 国際大会ボランティア養成講座の開催 | ・国際大会ボランティア養成講座の実施 (1回) | | → | | | | 教育委員会 |
| | | | | | | | | |
| ◆ 地域における非日常体験機会の充実 | 児童総合センターにおけるワークショップの開催 | ・児童総合センターにおけるワークショップの実施 (600回) | | → | 第一期貧困 計画策定 | | | 健康福祉部 |
| | | | | | | | → | |

2. 健やかな成育環境

(1) 所得・物質的な支援(必要な支援が受けられる・必要なものを持っている)

① 物質的援助

<取組の方向>

- 「フードバンク」を活用した生活困窮世帯への食料提供を実施するとともに、食の提供とともに、子どもの居場所や多世代の交流の場として活用するため、「子ども食堂」への支援を行います。
- 子どもの成長における食事の重要性に関する啓発を行うため、食育推進ボランティアを支援します。
- 学校の副教材の負担軽減を図るため、各学校においてリサイクル活動を支援します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|----------------------|----------------------|---------------------------------------|--|------------|---------------|------------|-------------------------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆「食」の提供 | フードバンクの活用 | ・生活困窮世帯に対し、フードバンクを活用して食料を提供 | | | | | | 健康福祉部 |
| | 子ども食堂への支援 | ・フードバンクによる食料支援を活用した子ども食堂の支援方法について調査研究 | ・食料提供企業の開拓 ・社会資源を活用した子ども食堂開設モデル事業の実施 ・子ども食堂の開設までのノウハウをまとめた開設支援ガイドブックの作成 ・子ども食堂運営ボランティア向け連続講座の実施 | 第一期貧困計画策定 | | | 2022年 200カ所 (把握数) | 健康福祉部 |
| ◆「食」に関する家庭への啓発・支援の充実 | 食育推進ボランティアへの支援 | ・食育推進ボランティアを募集・登録し、研修等の開催や活動の場を提供 | | | | | | 農林水産部 |
| ◆ 副教材に関わる費用負担の軽減 | 副教材のリサイクル活動の支援 | ・各学校における副教材のリサイクル活動の実施 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |

② 金銭的支援

<取組の方向>

- 市町村において、要保護世帯及び準要保護世帯に対し、学用品費等、医療費、学校給食費を支給します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|---------------------|-------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 負担の大きい費用に対する支援の充実 | 就学の援助 | ・市町村において要保護世帯及び準要保護世帯に対し、学用品費等、医療費、学校給食費を支給 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |

③ 保護者の就労・増収支援

<取組の方向>

- 経済的な自立を促進するため、保護者の就労支援、増収支援に取り組みます。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|------------------|----------------------|--|------------|---------------------|------------|------------|------|----------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 保護者の就労・増収支援の充実 | 保護者の就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関、ハローワークが連携して就労支援を実施 ・就業支援員による職場開拓、就業支援講習会の実施、就業情報の提供 | | 第一期 計画策定 計画策定 | | | | 健康福祉部 産業労働部 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親の就労支援のため、土日に仕事等で不在の場合、児童を児童養護施設で預かるトワイライトステイ事業等を利用する子どもの送迎を実施 | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て女性の再就職に向けた相談支援や職場実習等を実施 | | 次期 産業労働 策定 | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・あいち労働総合支援フロア、市役所等において、内職相談及び内職あっせんを実施 (31 か所) ・就職氷河期世代等を対象とした正規雇用拡大支援を実施 | | | | | | |

(2) 生活習慣・生きる力(規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている)

① 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実

<取組の方向>

- 幼児期に基本的な生活習慣が身につくよう、また、保護者に助言できるよう、保育士に対する研修を実施します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|----------------------------------|---------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校等生活の中での指導の充実 | 保育士への研修 | ・保育士に対し、職階層別及び分野別の研修を実施 | | 第二期貧困 計画策定 | | | | 健康福祉部 |
| ◆ 子どもを通じた保護者の子育て力の向上 | | | | | | | | |

② 自分で生活する能力・技術の習得機会の提供

<取組の方向>

- 金銭管理能力などの生活力を養えるよう、金融や金銭教育等に関する講師を学校に派遣します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|---|-------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 生活力の 習得を目的 とした授業 や課外プロ グラムの提 供 | 講師の学校 派遣 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校に対して消費者市民社会、消費者被害未然防止に関する授業の講師を派遣 ・学校に対して金融・金銭教育に関する授業の講師を派遣 | | | | | | 県民生活部 |
| | | | | | | | → | |
| | | | | | | | → | |

(3) 社会とのつながり(社会や人との関係が作れる・持っている)

① 子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供

<取組の方向>

- 児童総合センターにおいてワークショップを開催するとともに、親子の関わり
の大切さや体験的な活動の重要性などについて積極的に啓発を行うことで、子
どもと保護者のコミュニケーション機会の充実を図ります。
- 日本語の会話能力に差がある外国人の子どもと保護者のコミュニケーションを
支援するため、保護者に対する日本語能力の育成を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|---|--------------------------|--|---|-------------------------------|---|---------------|------|----------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 子どもと 保護者で過 ごす機会の 提供 | コミュニケーション 機会の充実 | ・児童総合センターにお けるワークショップの 実施 (600回) 【再掲】 | | 第一期貧 困 計 画 策 定 | | | | 健康福祉部 教育委員会 |
| | | | ・幼児教育に関し て、学識経験者 や教育現場の 幼稚園教諭、保 育士等と保護 者等が一体と なった講演会 等の開催や、子 育て・幼児教育 に関するリーフ レットを刊行 | | 第四次教育振 興 基 本 計 画 策 定 | | | |
| ◆ 外国人の 子どもと保 護者へのコ ミュニケー ションの支 援 | 保護者に対 する日本語 能力の育成 | ・子育て外国人に育児に 関する情報提供や日本 語能力を育成するため 「多文化子育てサーク ル」を設置 (2団体) | ・子育て外国人に 育児や言語習 得の情報を提 供する「多文化 子育てサロン」 を設置 | | | | | 県民生活部 |

② 子どもと社会とのつながりをつくる支援

<取組の方向>

- 子どもが学校生活を楽しいと感じられるよう、また、学習習熟度の向上を図るため、指導の充実を図ります。
- 子どもたちの身近な地域で、安心して過ごせる居場所を提供するため、学習支援事業の推進や放課後児童クラブへの助成、子ども食堂への支援を実施します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-------------|----------------------|------------|------------|--|------------|------------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆楽しい学校生活の実現 | 指導の充実 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 第四次教育振興 基本計画策定 </div> | | | 教育委員会 |

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|--------------|----------------------|--|--|------------|------------|----------------|-------------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 子どもの居場所の充実 | 学習支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施 (27 市町) 【再掲】 ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施 (4 市) 【再掲】 小学生を対象に、地域住民の協力や小学校の余裕教室等の活用等による学習支援や体験活動等を実施 (396 教室) 【再掲】 中学生、高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施 (15 市町) 【再掲】 | 実施市町村の拡大 | 第一期貧困計画策定 | | 2022年全市町村 | 健康福祉部 教育委員会 |
| | 放課後児童クラブへの助成 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健全育成を図るため、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供 (登録児童数 54,469 人) | 登録児童数の拡大 | | | 2022年 59,500 人 | 健康福祉部 |
| | 子ども食堂への支援 | <ul style="list-style-type: none"> フードバンクによる食料支援を活用した子ども食堂の支援方法について調査研究 【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> 食料提供企業の開拓 【再掲】 社会資源を活用した子ども食堂開設モデル事業の実施 【再掲】 子ども食堂の開設までのノウハウをまとめた開設支援ガイドブックの作成 【再掲】 子ども食堂運営ボランティア向け連続講座の実施 【再掲】 | 第一期貧困計画策定 | | | 2022年 200カ所 (把握数) |

③ 地域とのつながりをつくる支援

<取組の方向>

- 学校の空き教室等を活用し、子どもが地域の人と交流できる機会の充実を図ります。
- 子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるよう、親子の交流の場を提供し、子育てについての相談・助言、情報提供等を行う地域子育て支援拠点や、子ども食堂を支援します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-------------------------------|---------------|--|--|------------|---------------|------------|-----------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 学校施設を通じた地域とのつながりの促進 | 地域との交流機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、地域住民の協力や小学校の余裕教室等の活用等による学習支援や体験活動等を実施(396教室)【再掲】 ・中学生、高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施(15市町)【再掲】 | 実施市町村の拡大 | | 第四次教育振興基本計画策定 | | 2022年全市町村 | 教育委員会 |
| | 地域子育て支援拠点への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業として地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対して補助(364カ所) | | | | | | 健康福祉部 |
| ◆ 子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるしくみづくり | 子ども食堂への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクによる食料支援を活用した子ども食堂の支援方法について調査研究【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料提供企業の開拓【再掲】 ・社会資源を活用した子ども食堂開設モデル事業の実施【再掲】 ・子ども食堂の開設までのノウハウをまとめた開設支援ガイドブックの作成【再掲】 ・子ども食堂運営ボランティア向け連続講座の実施【再掲】 | 第二期貧困計画策定 | | | 2022年200カ所(把握数) | 健康福祉部 |
| | | | | | | | | |

3. 支援体制の充実

(1) 支援へのつなぎ(情報発信の充実・サポート、分かりやすいしくみ・窓口)

① 支援制度等に関する情報発信の強化

<取組の方向>

- 支援を必要とする人に支援機関や支援制度に関する情報が届くよう、各種支援制度の周知を図るとともに、支援者に対しても研修機会をとらえて周知を図ります。
- 外国人の保護者にも必要な情報が届くよう、「やさしい日本語」の普及を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 | |
|-------------------|----------------------|--|------------|------------|---|------------|------|----------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | | |
| ◆ 専門機関以外での情報発信の充実 | 支援制度の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援者への研修時に専門分野以外も含めた各種支援制度を周知 ・市町村に対し、就学援助制度の保護者への周知を依頼 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第四次教育振興基本計画策定 </div> | | | 健康福祉部 教育委員会 |
| ◆ 分かりやすい情報発信の工夫 | 「やさしい日本語」の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ・『やさしい日本語』の手引きを活用し、外国人にも配慮した「やさしい日本語」を普及 | | | | | | 県民生活部 |

② 各種手続きに関するサポート体制の充実

<取組の方向>

- 外国人保護者を支援するため、小・中学校に語学相談員を派遣し、相談体制の充実に努めます。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の 事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 情報・制度を活用できるようにするためのサポート体制の充実 | 語学相談員を派遣 ・語学相談員を小・中学校に派遣 (11人) | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 教育委員会 |

③ 気になる家庭の早期発見体制の強化

<取組の方向>

- 水道・ガス・電気・電話などの公共料金の未払いがある家庭に対し、必要な支援へつなげていくため、生活困窮者自立支援相談支援窓口を中心として、相談窓口への誘導や、関係企業との情報共有を図ります。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|------------------|------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 窓口への来訪機会の創出 | 相談窓口への誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援相談支援窓口において、未払世帯を相談窓口へ誘導 生活困窮世帯の早期発見、早期支援を目的として、県民や支援者等に対するシンポジウムを開催 | | 第一期貧困計画策定 | | | | 健康福祉部 |
| | | | | | | | | |
| ◆ ライフライン関係機関との連携 | 関係企業との情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援相談支援窓口において、関係企業と未払世帯に関する情報共有を実施 | | 第一期貧困計画策定 | | | | 健康福祉部 |
| | | | | | | | | |

(2) 途切れない支援(機関・職種間での役割分担・連携)

① 相談・サポートに対する抵抗感の払拭

<取組の方向>

- 市町村において、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、子育て世代包括支援センターの設置を推進し、子育て家庭への支援の充実を図ります。
- 支援を必要とする家庭を早期に発見し、必要な支援へつなげていくため、医療機関から市町村への情報提供を推進します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|------------------------------|----------------------|---|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 子育て支援事業における専門職と保護者のかかわりの充実 | 子育て家庭への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村において生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターが全ての市町村で設置されるよう支援（設置27市町） | 設置市町村の拡大 | 第一期貧困計画策定 | 2020年全市町村 | | 健康福祉部 |
| ◆ 医療機関と保健・福祉との連携 | 医療機関から市町村への情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 1か月健診や予防接種等の機会に把握した情報を医療機関が、市町村保健・福祉担当課に提供 | | | | | 健康福祉部 |

② 成育記録・情報に関する共有・引き継ぎの徹底

<取組の方向>

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、全ての市町村が子育て世代包括支援センターを設置できるよう支援します。
- 小学校入学前に子どもや家庭の状況を把握できるよう、就学前健診を実施します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|--------------------------|----------------------|--|------------|------------|---------------|------------|-------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 引き継ぎしやすい成育情報の管理、共有等の整備 | 子育て世代包括支援センターの設置支援 | ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターが全ての市町村で設置されるよう支援(設置27市町)【再掲】 | 設置市町村の拡大 | 第一期貧困計画策定 | 2020年全市町村 | | 健康福祉部 |
| ◆ 受入機関が子どもを知る機会の確保 | 就学前健診の実施 | ・小学校入学前に保健上の適切な就学を図るために実施 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | 教育委員会 |

③ 各専門機関・専門職の役割の明確化・見直し

<取組の方向>

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、全ての市町村が子育て世代包括支援センターを設置できるよう支援します。
- 組織的なネットワークを構築するため、相談員等に対する研修を実施します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-----------------|--------------------|--|--|------------|---------------|------------|------------|----------------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 専門職間のネットワーク構築 | 子育て世代包括支援センターの設置支援 | ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターが全ての市町村で設置されるよう支援(設置27市町)【再掲】 | 設置市町村の拡大 | 第二期貧困計画策定 | 2020年 全市町村 | | | 健康福祉部 |
| | 相談員等への研修 | ・生活困窮者自立相談支援員、母子・父子自立支援員に対する研修を実施 | ・スクールソーシャルワーカーを教職員に対する校内研修の講師として派遣【再掲】 | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 健康福祉部 教育委員会 |

(3) 支援者の確保(支援者の育成、確保のためのしくみ、適正配置)

① 適正な人員配置体制

<取組の方向>

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門職の適正な人員配置を図るとともに、雇用の安定化を目指します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|--------------|-------------------------|--|------------|------------|---------------|-------------|------------|------------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 人員配置の適正化 | 適正な人員配置 (スクールカウンセラー) | <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング機能の充実を図るため、私立高校のスクールカウンセラー配置に対する経費を助成(86人)【再掲】 ・公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置(480人、スーパーバイザー3人)【再掲】 ・県立高校にスクールカウンセラーを配置(54人、スーパーバイザー2人)【再掲】 | | | 第四次教育振興基本計画策定 | | | 県民生活部教育委員会 |
| | 適正な人員配置 (スクールソーシャルワーカー) | <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校のスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を助成 | | | | | | 県民生活部教育委員会 |
| ◆ 専門職の雇用の安定化 | 適正な人員配置 (スクールソーシャルワーカー) | <ul style="list-style-type: none"> ・貧困等の家庭問題等に対応するため、市町村が実施する小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置に対する経費を補助(14市町27人)【再掲】 ・県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置(6人)【再掲】 | 配置市町村の拡大 | | 第四次教育振興基本計画策定 | 2022年全市町村配置 | | 県民生活部教育委員会 |
| | 適正な人員配置 (生活困窮者自立相談支援員) | <ul style="list-style-type: none"> ・県が設置する生活困窮者自立相談支援機関に専任の相談員を配置(7人)【再掲】 | | 第一期貧困計画策定 | | | | 健康福祉部 |

② NPOなどの支援団体の確保・育成

<取組の方向>

- NPOなどの支援団体及びボランティアに対する支援を行います。
- 生活困窮世帯に関する情報の共有を図るため、関係機関や支援団体のネットワーク化に取り組みます。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-----------------|----------------------|---|--|------------|------------|-------------------|----------------|
| | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 支援団体の活動支援 | 支援団体及びボランティアに対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室を運営する団体に対する運営費の助成等 (85 教室 6 校) 【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源を活用した子ども食堂開設モデル事業の実施 ・子ども食堂運営ボランティア向け連続講座の実施 ・子ども食堂の開設までのノウハウをまとめた開設支援ガイドブックの作成 | 第一期貧困計画策定 | 基金終了に伴う検討 | 2022年 200カ所 (把握数) | 県民生活部 健康福祉部 |
| ◆ 支援団体のネットワーク構築 | ネットワーク化 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援相談支援窓口において、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築 【再掲】 | | | | | 健康福祉部 |

③ ボランティア等の支援者の確保

<取組の方向>

- 大学へ学習支援事業に対する協力依頼を行い、大学生に学習支援ボランティア活動への意欲喚起等の充実を図ります。
- 子どもの貧困問題に対する理解を深めるため、シンポジウムを開催するとともに、学習支援事業（無料学習塾）のボランティアを確保するため、愛知県社会福祉協議会（ボランティアセンター）において実施する学習支援ボランティアを養成する事業を支援します。

<具体的な取組・施策と工程>

| 取組・施策 | | 2017 (H29) 年度時点の事業内容 | 工程 | | | | | 所管部局 |
|-------------------------|-----------------------|---|------------|------------|-------------------|---------------|------------|-------|
| | | | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | 2022 (H34) | |
| ◆ 大学との連携 | 学習支援ボランティア活動への意欲喚起の充実 | ・あいちの学校連携ネットのサイトを通じて大学と高校、教育委員会との連携した取組を増やすことを目的として、高校生向けの大学公開講座の情報や大学ボランティアの募集等を掲載 | | | 基本計画策定 第四次教育振興 | | | 教育委員会 |
| | | | | | | | | |
| ◆ 自治体としてのボランティア人材バンクの構築 | 学習支援ボランティアの確保 | ・子どもの貧困に関するシンポジウムを開催し、地域での支援に関する機運を醸成 ・愛知県社会福祉協議会（ボランティアセンター）において学習支援ボランティアを養成 | | 第二期貧困計画策定 | | | 健康福祉部 | |
| ◆ 学習支援ボランティアの対象年齢の拡大 | | | | | | 2022年登録者数500人 | | |

子どもが輝く未来に向けた提言

～ 子どもの健やかな育ちを社会全体で守り支えるために ～

平成29年9月12日

愛知県子どもの貧困対策検討会議

子どもが輝く未来に向けた提言

愛知県では、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討していくため、平成28年12月に「愛知子ども調査」を県内全域で実施しました。

子どもの貧困対策検討会議は、「愛知子ども調査」の調査内容の検討や詳細分析を行うとともに、調査結果から施策の方向性について検討するため、平成28年6月に設置されました。以来8回にわたる議論を行い、子どもが輝く未来に向けた取組の方向性を示した提言を取りまとめました。

提言では、県内のすべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、「教育の機会の均等」、「健やかな成育環境」、「支援体制の充実」の3つの視点から、子どもの貧困対策として必要な取組を提示しています。

県においては、この「子どもが輝く未来に向けた提言」の趣旨を十分に尊重し、提言に沿った具体的事業を速やかに立案されることを要請します。さらには、平成27年3月に策定した「愛知県子どもの貧困対策推進計画」に今回の提言を適切に反映し、着実に推進されることを希望します。

また、この提言で取り上げる子どもや保護者に関わる事業には、市町村が実施主体となる事業もあります。県内のすべての市町村が、この提言に沿ってそれぞれの地域の子どもの子育て支援体制を強化されることを期待します。

最後に、「愛知子ども調査」に御回答をいただきました皆様、御協力をいただきました関係機関の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成29年9月12日

愛知県知事 大村 秀章 殿

子どもの貧困対策検討会議

| | | |
|----|------------|--------|
| 座長 | 日本福祉大学教授 | 後藤 澄江 |
| | 人間環境大学特任教授 | 折出 健二 |
| | 日本福祉大学准教授 | 末盛 慶 |
| | 日本福祉大学准教授 | 中村 強士 |
| | 名古屋短期大学教授 | 原田 明美 |
| | 愛知県立大学教授 | 望月 彰 |
| | | (五十音順) |

| 取組の視点 | 提言の概要 | | 施策提言 |
|-------------|---|--|--|
| 1. 教育の機会の均等 | (1) 学習意欲・習熟 (勉強したい・勉強が分かる) | ①学習の習熟度の向上 ②学習意欲の向上 ③学習スペースの確保 | ◆学校での学習習熟度の向上に関する取組みの充実 ◆学校以外での学習習熟度の向上に関するサポート体制の充実 ◆学校に通える環境づくり ◆勉強することの意味を伝える・考える機会（授業）の提供 ◆学ぶことの楽しさを感じることができる機会の提供 ◆公共施設の開放・スペースの充実 ◆家庭における学習スペースの確保 |
| | (2) 進学・進路 (希望する学校に行ける・進路が選択できる) | ①職業を知る機会の充実 ②高校・大学進学に関する支援の充実 | ◆学校における「職業」を考えるための機会の確保 ◆企業との連携による機会の提供・プログラムの充実 ◆経済的支援の充実 ◆学校における情報提供の充実 ◆高等学校卒業程度認定試験受験者等に対する支援の充実 |
| | (3) 体験・経験機会 (様々な体験・経験ができる) | ①様々な体験・経験ができる機会の提供 ②スポーツ体験・経験ができる機会の提供 ③非日常の体験・経験ができる機会の提供 | ◆「絵本の読み聞かせ」の機会の充実 ◆多様な文化・芸術に触れる機会の充実 ◆スポーツができる場所・環境の充実 ◆保育所・幼稚園・認定こども園・学校における非日常体験機会の充実 ◆地域における非日常体験機会の充実 |
| 2. 健やかな成育環境 | (1) 所得・物質的な支援 (必要な支援が受けられる・必要なものを持っている) | ①物質的援助 ②金銭的支援 ③保護者の就労・増収支援 | ◆「食」の提供 ◆「食」に関する家庭への啓発・支援の充実 ◆副教材に関する費用負担の軽減 ◆負担の大きい費用に対する支援の充実 ◆保護者の就労・増収支援の充実 |
| | (2) 生活習慣・生きる力 (規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている) | ①保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実 ②自分で生活する能力・技術の習得機会の提供 | ◆保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等生活の中での指導の充実 ◆子どもを通じた保護者の子育て力の向上 ◆生活力の習得を目的とした授業や課外プログラムの提供 |
| | (3) 社会とのつながり (社会や人との関係がつかれる・持っている) | ①子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供 ②子どもと社会とのつながりをつくる支援 ③地域とのつながりをつくる支援 | ◆子どもと保護者で過ごす機会の提供 ◆外国人の子どもと保護者へのコミュニケーションの支援 ◆楽しい学校生活の実現 ◆子どもの居場所の充実 ◆学校施設を通じた地域とのつながりの促進 ◆子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるしくみづくり |
| 3. 支援体制の充実 | (1) 支援へのつなぎ (情報発信の充実・サポート、分かりやすいしくみ・窓口) | ①支援制度等に関する情報発信の強化 ②各種手続きに関するサポート体制の充実 ③気になる家庭の早期発見体制の強化 | ◆専門機関以外での情報発信の充実 ◆分かりやすい情報発信の工夫 ◆情報・制度を活用できるようにするためのサポート体制の充実 ◆窓口への来訪機会の創出 ◆ライブライン関係機関との連携 |
| | (2) 途切れない支援 (機関・職種間での役割分担・連携) | ①相談・サポートに対する抵抗感の払拭 ②成育記録・情報に関する共有・引き継ぎの徹底 ③各専門機関・専門職の役割の明確化・見直し | ◆子育て支援事業における専門職と保護者のかかわりの充実 ◆医療機関と保健・福祉との連携 ◆引き継ぎしやすい成育情報の管理、共有等の整備 ◆受入機関が子どもを知る機会の確保 ◆専門職間のネットワーク構築 |
| | (3) 支援者の確保 (支援者の育成、確保のためのしくみ、適正配置) | ①適正な人員配置体制 ②NPOなどの支援団体の確保・育成 ③ボランティア等の支援者の確保 | ◆人員配置の適正化 ◆専門職の雇用の安定化 ◆支援団体の活動支援 ◆支援団体のネットワーク構築 ◆大学との連携 ◆自治体としてのボランティア人材バンクの構築 ◆学習支援ボランティアの対象年齢の拡大 |

(1) 学習意欲・習熟(勉強したい・勉強が分かる)

① 学習の習熟度の向上

◆ 学校での学習習熟度の向上に関する取組みの充実

学校において高校・大学への進学や、社会での自立が可能な基礎学力を身につけられるよう、指導を充実させること。その基礎的環境づくりとして、義務教育段階における少人数学級の更なる充実を図ること。

また、家庭における学習習慣を身につけさせるとともに、下校後の学習時間を確保するため、学校において自宅学習のサポートを行うこと。

◆ 学校以外での学習習熟度の向上に関するサポート体制の充実

学習習熟度を向上させるため、身近な地域で学習支援事業(無料学習塾)を実施するとともに、外国人の子ども向けの日本語学習教室に対する助成を行うこと。

◆ 学校に通える環境づくり

学校におけるカウンセリング機能を高めるため、小・中学校及び高校におけるスクールカウンセラーの充実を図ること。

また、家庭における問題や高校中退等に対応するため、小・中学校及び高校におけるスクールソーシャルワーカーの充実を図ること。

② 学習意欲の向上

◆ 勉強することの意味を伝える・考える機会(授業)の提供

学習への意欲は、学習の習熟度に大きく関係していることから、将来の仕事や生活を描き、勉強する意味や目的を考える機会を与えるため、様々な職業や大人と接する機会を設けること。

◆ 学ぶことの楽しさを感じることができる機会の提供

学校や家庭における問題や悩みを相談できるよう、小・中学校及び高校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの充実を図ること。

また、子どもが身近なテーマを学ぶことで、勉強に興味・関心を持つことができるよう、授業内容と方法を工夫するとともに、地域住民や企業、自治体職員による出張講座等の機会の提供・充実を図ること。

③ 学習スペースの確保

◆ 公共施設の開放・スペースの充実

子ども部屋や勉強机のない子どもが落ち着いて勉強できるよう、公共施設における自習スペースの充実や学校の教室等の開放を行うこと。

◆ 家庭における学習スペースの確保

家庭における子どもの学習スペースを確保するため、住環境の整備を図る施策について検討すること。

(2) 進学・進路(希望する学校に行ける・進路が選択できる)

① 職業を知る機会の充実

◆ 学校における「職業」を考えるための機会の確保

将来の職業選択の可能性を広げるため、学校において、様々な職業について調べたり、体験したりする機会の充実を図ること。

また、地域においても、大学生や専門学校生等の身近な世代との交流機会の充実を図ること。

◆ 企業との連携による機会の提供・プログラムの充実

多様な職業を知る機会を提供するため、企業と連携して、出張講座や職業体験等の機会の充実を図ること。

② 高校・大学進学に関する支援の充実

◆ 経済的支援の充実

希望する進路に進めるよう、高校や大学における教育費の負担軽減や、学校での奨学金制度の情報提供、手続支援を行うこと。

◆ 学校における情報提供の充実

給付奨学金を含めた奨学金制度についての情報提供や、卒業後の奨学金の返済方法や、将来設計へのアドバイスなど、個別の進路指導の充実を図ること。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、奨学金制度に関する保護者への情報提供等に努めること。

◆ 高等学校卒業程度認定試験受験者等に対する支援の充実

高等学校卒業程度認定試験等を目指す子どもに対する支援策を検討すること。

(3) 体験・経験機会(様々な体験・経験ができる)

① 様々な体験・経験ができる機会の提供

◆ 「絵本の読み聞かせ」の機会の充実

幼児期の子どもの発達とともに、子どもと保護者とのコミュニケーションの時間を確保するため、公的施設における絵本の読み聞かせ会や、保護者が読み聞かせの大切さや方法を学ぶ機会の充実を図ること。

また、外国人の子ども向けに、外国語の絵本の充実を図ること。

◆ 多様な文化・芸術に触れる機会の充実

多様な文化・芸術等に触れる経験を確保するため、美術館や博物館の子ども料金の無料化など負担軽減を図るとともに、低額な音楽教室や美術教室の開催に努めること。

また、子どもだけで多様な文化・芸術に触れるプログラムに参加できるよう、地域における機会の創出や、サポート体制を検討すること。

② スポーツ体験・経験ができる機会の提供

◆ スポーツができる場所・環境の充実

気軽にスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の開放を行うとともに、身近な公園や児童館等において身体を動かすことができる場所の充実を図ること。

また、気軽に参加できるよう、経済的な負担のないスポーツ・プログラムの開催や、地域の子どもの向けスポーツ団体等へのサポートを検討すること。

③ 非日常の体験・経験ができる機会の提供

◆ 保育所・幼稚園・認定こども園・学校における非日常体験機会の充実

家庭以外でも多様な体験・経験をする機会を増やすため、保育所・幼稚園・認定こども園及び小・中学校等において、社会科見学や農業体験、動物との触れ合い、公共交通機関の利用体験など体験プログラムの多様化を図るとともに、体験機会の頻度の増加を図ること。

◆ 地域における非日常体験機会の充実

家庭以外でも非日常体験ができるよう、自治会による地域の行事や、支援団体が実施する体験プログラムなど、子どもだけで参加できる地域のイベントが充実されるよう支援すること。

(1) 所得・物質的な支援(必要な支援が受けられる・必要なものを持っている)

① 物質的援助

◆ 「食」の提供

学校給食費の負担軽減や「フードバンク」の活用を図ること。

また、食の提供と共に、子どもの居場所や多世代の交流の場として活用するため、「子ども食堂」の充実を図ること。

◆ 「食」に関する家庭への啓発・支援の充実

朝食を食べないことがないように、保護者と子どもに対して、子どもの成長における朝食の重要性に関する啓発を継続して行うこと。

また、食事を作ることへの負担感を減らすため、簡単で栄養バランスの良い食事作りの普及に取り組むこと。

◆ 副教材に関する費用負担の軽減

学校の授業に必要な様々な副教材について、学校の備品の貸与や卒業生が使用しなくなった副教材のリサイクルなど、負担軽減を図るための取組について検討すること。

② 金銭的支援

◆ 負担の大きい費用に対する支援の充実

入学時にそろえる必要がある身の回りのもの（制服、ランドセル・鞆、体操服等）に対する負担軽減を図ること。

③ 保護者の就労・増収支援

◆ 保護者の就労・増収支援の充実

経済的な自立を促進するため、保護者の就労支援、増収支援に取り組むこと。

(2) 生活習慣・生きる力(規則正しい生活が身についている・生きる力が身についている)

① 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等における生活習慣指導の充実

◆ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等生活の中での指導の充実

基本的な生活習慣が身についていない子どもに対して、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等において指導を行うこと。

◆ 子どもを通じた保護者の子育て力の向上

基本的な生活習慣が身についていない子どもの保護者に対して、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等において、子どもの行動を通じて基本的な生活習慣の重要性への気づきを与えること。

② 自分で生活する能力・技術の習得機会の提供

◆ 生活力の習得を目的とした授業や課外プログラムの提供

家事や金銭管理能力などの生活力を養えるよう、学校生活や授業で生活力の習得・向上を意識した取組を行うこと。

(3) 社会とのつながり(社会や人との関係がつくれる・持っている)

① 子どもと保護者のコミュニケーションに関する支援・機会の提供

◆ 子どもと保護者で過ごす機会の提供

子どもと保護者のコミュニケーション機会の充実のため、子どもと保護者で参加できるイベントの実施や、低額な施設などの充実を図ること。

◆ 外国人の子どもと保護者へのコミュニケーションの支援

日本語の会話能力に差がある外国人の子どもと保護者のコミュニケーション支援のため、保護者に対し、日本語能力の育成を図ること。

② 子どもと社会とのつながりをつくる支援

◆ 楽しい学校生活の実現

子どもが学校生活を楽しく送れるよう、授業やカリキュラムの工夫や、課外活動の負担軽減を図った上で、充実させること。

また、不登校になるきっかけとして学習の遅れがあげられることから、学習習熟度の向上に取り組むこと。

◆ 子どもの居場所の充実

社会性を身につけ、自己肯定感を育む場として、身近な地域での居場所づくりや、気軽に参加できるプログラムの充実を図ること。

また、場の提供に加え、子ども同士や大人との人間関係づくりや愛着形成、自己肯定感の形成など、心理的側面でのサポートに取り組むこと。

③ 地域とのつながりをつくる支援

◆ 学校施設を通じた地域とのつながりの促進

学校のグラウンドや空き教室等を活用し、子どもや保護者が地域の人と交流できる機会の提供を行うこと。

◆ 子どもや保護者が気軽に地域活動に参加できるしくみづくり

子どもを社会全体で育てる環境づくりのため、子どもや保護者が気軽に地域活動に参加でき、地域の人が子どもに積極的にかかわることのできる機会の充実を図ること。

(1) 支援へのつなぎ(情報発信の充実・サポート、分かりやすいしくみ・窓口)

① 支援制度等に関する情報発信の強化

◆ 専門機関以外での情報発信の充実

支援を必要とする人に、支援機関や支援制度に関する情報が届くよう、専門機関以外での情報提供や複数の情報発信ツールの活用など、情報発信力を強化すること。

また、子どもに対しても、支援制度に関する正しい情報が伝えられるよう工夫すること。

◆ 分かりやすい情報発信の工夫

保護者によっては、障害や言語の壁などにより情報の理解が難しいケースもあることから、情報発信の際には分かりやすく記述するとともに、多言語化に取り組むこと。

② 各種手続きに関するサポート体制の充実

◆ 情報・制度を活用できるようにするためのサポート体制の充実

障害や言語の壁などにより、申請等が難しい保護者を支援するため、申請方法や相談窓口について分かりやすく記述するとともに、サポート体制の充実を図ること。

③ 気になる家庭の早期発見体制の強化

◆ 窓口への来訪機会の創出

支援が必要な子どもを早期に発見するため、公的機関との接点がなく、地域とのかかわりが薄い保護者が、気軽に相談窓口に行くことができるようなきっかけづくりを検討すること。

また、支援を受け入れない家庭に対しても、子どもの最善の利益の観点から、可能な限りのアプローチをすること。

◆ ライフライン関係機関との連携

水道・ガス・電気・電話などの公共料金の未払いがある家庭に対し、必要な支援へつなげていくため、支援機関と関係企業との連携・情報共有を図ること。

(2) 途切れのない支援(機関・職種間での役割分担・連携)

① 相談・サポートに対する抵抗感の払拭

◆ 子育て支援事業における専門職と保護者のかかわりの充実

保護者が子育ての悩みや生活上の課題を抱えこまず、相談の抵抗感が下がるよう、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や乳幼児健康診査等の機会を通じて、保健師などの専門職と保護者とのかかわりを充実させること。

また、身近な相談機関として子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援を行うこと。

◆ 医療機関と保健・福祉との連携

支援を必要とする家庭を早期に発見し、必要な支援へつなげていくため、行政と医療機関が連携して、悩みや課題を抱える保護者のサポートや、母子保健事業に関する理解促進、必要な支援制度に関する情報発信に取り組むこと。

② 成育記録・情報に関する共有・引き継ぎの徹底

◆ 引き継ぎしやすい成育情報の管理、共有等の整備

切れ目のない支援の実現に向け、子どもの成育情報や家庭に関する情報の管理、引き継ぎのルール化や情報の一元化など、情報共有のあり方を検討すること。

◆ 受入機関が子どもを知る機会の確保

学校の入学・進学時など、新たにかかわりを始める機関がスムーズに支援を継続できるよう、送り出す機関が書類の引き継ぎだけでなく、子どもや家庭の状況や、それまでの支援の状況などを適切に伝えられるような仕組みを検討すること。

③ 各専門機関・専門職の役割の明確化・見直し

◆ 専門職間のネットワーク構築

専門職が互いの役割を確認し、相互の理解を深めるとともに、組織的なネットワークを構築するため、複数の専門職種による事例検討会の開催や研修の合同実施等を行うこと。

(3) 支援者の確保(支援者の育成、確保のためのしくみ、適正配置)

① 適正な人員配置体制

◆ 人員配置の適正化

スクールソーシャルワーカー、保健師、スクールカウンセラーなどの専門職の役割を明確にした上で、適正な人員配置を行うこと。

◆ 専門職の雇用の安定化

新たな人材の確保と経験豊富な人材の退職を防ぐため、専門職の雇用の安定化を検討すること。

また、専門職の対応力の強化を図るため、研修の充実を図るとともに、スーパーバイザー体制を構築するなど、支援体制を整備すること。

② NPOなどの支援団体の確保・育成

◆ 支援団体の活動支援

学習支援事業（無料学習塾）や子ども食堂、外国人向けの日本語学習教室が身近な地域で実施されるよう、NPOなどの支援団体及びボランティアに対する支援や、公共施設における場の提供などを行うこと。

◆ 支援団体のネットワーク構築

支援団体の活動内容の充実を図るため、支援団体のネットワーク化や、活動情報の一元化に取り組むこと。

③ ボランティア等の支援者の確保

◆ 大学との連携

学習支援事業（無料学習塾）の充実を図るため、子どもと年齢が近い大学生ボランティアの養成を行うこと。

また、大学へ学習支援事業に対する協力依頼を行い、大学生に学習支援ボランティア活動への意欲喚起等を行うこと。

◆ 自治体としてのボランティア人材バンクの構築

学習支援事業（無料学習塾）のボランティアを確保するため、自治体がボランティアの紹介ができるよう、人材バンクを構築すること。

◆ 学習支援ボランティアの対象年齢の拡大

学習支援事業（無料学習塾）における支援の対象を小学生まで拡げていくため、学習支援を行うボランティアの対象年齢を中学生・高校生に広げること。

「愛知子ども調査」の概要

1 愛知子ども調査の概要

(1) 調査期間

平成 28 年 12 月 7 日（水）から 12 月 20 日（火）まで

(2) 調査対象区域

県内全域

(3) 調査対象

県内の市町村立小中学校に通う小学 1 年生の保護者、小学 5 年生の子どもと保護者、中学 2 年生の子どもと保護者

(4) 抽出方法

調査対象学年の 10%程度の子どもと保護者が調査対象となるよう、県が市町村立小中学校から調査対象クラスを無作為に抽出し、そのクラスの子どもとその保護者を調査対象とした。

(5) 調査票配付・回収方法

市町村及び県・市町村教育委員会の協力を得て、学校を通じて調査票を配付した。回収については、学校での回収又は郵送方式とした。

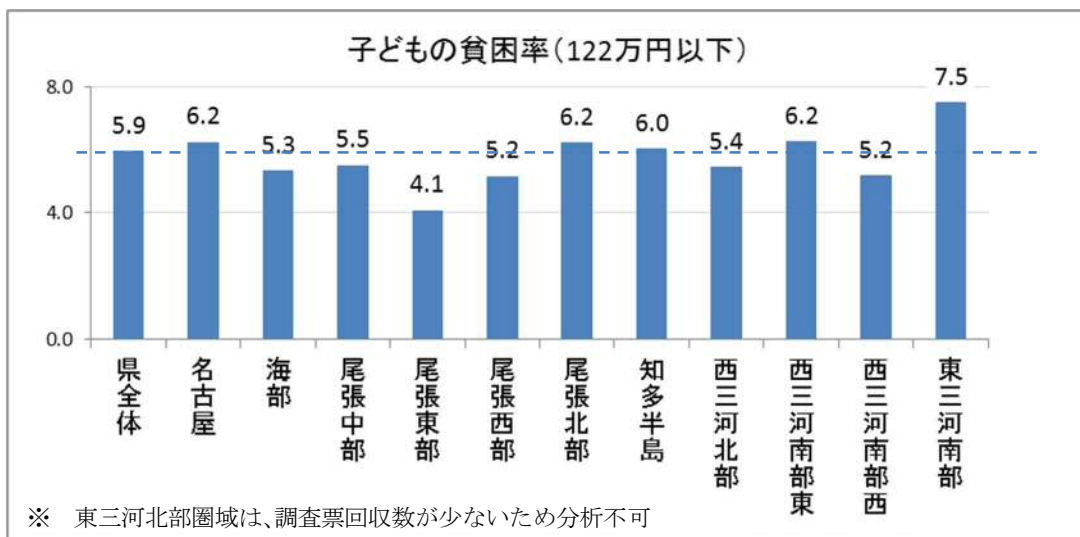
(6) 回収状況

| | 小学 1 年生 | 小学 5 年生 | | 中学 2 年生 | | 合計 |
|-----|---------|---------|-------|---------|-------|--------|
| | 保護者 | 保護者 | 本人 | 保護者 | 本人 | |
| 配付数 | 6,965 | 6,593 | 6,593 | 6,742 | 6,742 | 33,635 |
| 回収数 | 4,977 | 4,669 | 4,837 | 4,575 | 4,699 | 23,757 |
| 回収率 | 71.5% | 70.8% | 73.4% | 67.9% | 69.7% | 70.6% |

2 子どもの貧困率(圏域別)

(1) 国民生活基礎調査の貧困線による子どもの貧困率

国民生活基礎調査の貧困線(122万円)により算出した子どもの貧困率は、県全体で5.9%であり、圏域別では、尾張東部圏域が他の圏域に比べてやや低く、東三河南部圏域が他の圏域に比べてやや高くなっている。



【参考:国民生活基礎調査】

貧困線 122万円(平成24年、平成27年)

子どもの貧困率 16.3%(平成24年)、13.9%(平成27年)

(2) 愛知県独自の貧困線による子どもの貧困率

愛知子ども調査の貧困線(137.5万円)により算出した子どもの貧困率は、県全体で9.0%であり、圏域別では、尾張東部圏域が他の圏域に比べてやや低く、東三河南部圏域が他の圏域に比べてやや高くなっている。

